

# 「改正貨物自動車運送事業法」に係る施行状況調査

よ。

本アンケート調査は、一昨年に成立した改正物流法にて施行された、実運送体制管理簿の作成や契約の書面化等の実態を調査します。

いずれの設問も回答営業所の立場でご回答ください。

\* 必須

## ①事業者の概要

1. 資本金の金額を教えてください。\*

- 300万円以上1千万円以下
- 1千万円を超え5千万円以下
- 5千万円を超え1億円以下
- 1億円を超え3億円以下
- 3億円を超える

2. 回答営業所の保有トラック台数を教えてください。\*

- 車両保有なし
- 1台～10台
- 11台～30台
- 31台～50台
- 51台～100台
- 101台～200台
- 201台～300台
- 301台以上

3. 回答営業所のドライバー人数を教えてください。\*

0人（利用運送のみ）

1～5人

6～10人

11～20人

21～50人

51～100人

101～300人

301人以上

4. 回答営業所が主に取り扱っている品目を教えてください。（＝荷主の業界を想定しています。）（複数選択可）\*

食品

日用品

飲料品

建材

農産品・肥料・飼料

紙・パルプ

電気・機械・機密機器

金属・金属製品

化学製品

自動車

砂利・砂・石材

雜工業品

石油製品

繊維工業品

水産品

その他

5. 回答営業所の運送業実態を教えてください。\*

- 一般貨物自動車運送事業（車両保有あり営業所）
- 一般貨物自動車運送事業（利用専業（車両保有無し））
- 第一種貨物利用運送事業（車両保有無し）
- その他

6. 回答営業所の売上の多くを占める主要な取引における請負次数についてお答えください。\*

- 真荷主（貨物利用運送事業者）
- 1次請け
- 2次請け
- 3次請け
- 4次請け
- 5次請け
- 6次請け
- わからない

## ②実運送体制管理簿について

7. 最近の運送のうち、元請の立場となる運送（=下請けに依頼している分は、実運送体制管理簿作成対象）の割合はどの程度ですか。＊

- 全て元請の立場ではない（貨物利用運送事業者のため）
- 9割以上
- 6割～9割未満
- 2割～5割未満
- 2割以下
- 全て元請の立場ではない（すべて実運送を行っている）
- 全て元請の立場ではない（貨物利用運送事業者のため）
- その他

8. 元請の立場で下請を利用している運送のうち、実運送体制管理簿はどのくらいの割合で作成していますか？＊

- 全て作成している
- 9割以上
- 6割～9割未満
- 2割～5割未満
- 2割以下
- 全く作成できていない

9. 実運送体制管理簿の利用状況を教えてください。また、業務への利活用は進んでいますか？＊

- 元々、2次以上の請負は無い。
- 委託次数を減らすために活用しており、実際に委託次数を減らすことができている。
- 委託次数を減らすために活用しており、実際に委託次数を減らすことはできていない
- 委託次数を減らすために活用していない
- 実運送体制管理簿を作成していない。

10. 実運送体制管理簿の作成にあたっての課題を教えてください。\*

- 認識できていない下請けがいる。
- 下請けが多く、すべての企業と実施するには事務負荷が大きい。
- 管理できる項目や運送確定タイミング等が各社異なり運用負荷が大きい。
- システム・電話・Fax等連絡手段が多様で作成負荷が高い。
- その他

11. 実運送事業者から実運送情報が届いたタイミングは、いつ頃でしたか？\*

- 輸送する日より 3 日以上前
- 輸送の日より 2 日前
- 輸送する日の前日
- 当日
- 輸送完了後 2、3 日以内
- 輸送完了後 1 週間後
- 作成無し
- その他

12. 現在把握している実運送事業者の請負次数はどのような状況でしょうか。全運送の概ねの割合を（合計 100 割になるように）記入してください。例：（一次請け\_\_割、二次受け\_\_割のようにお書きください。）\*

13. 実運送体制管理簿の作成方法を教えてください。（複数選択可） \*

- 既存の配車表等を活用してPCの表計算アプリ・ソフト（EXCEL等）で作成
- 新たにPCの表計算アプリ・ソフト（EXCEL等）で作成
- 既存の配車表等を活用して紙に記載して作成
- 新たに紙に記載して作成
- システム（自社開発）で作成
- システム（他社パッケージ）で作成
- 作成無し
- その他

14. 真荷主（最終発注者）の「実運送体制管理簿」制度への認識や対応について、最も近いものをお選びください。 \*

- 制度を知っており、管理簿を閲覧することで、二次請以降の見直し等を検討した
- 制度を知っており、管理簿を閲覧したことはあるが、特に対応はなし
- 制度を知っている、管理簿を閲覧したことではない
- 制度についてほとんど知らない／全く知らない
- 真荷主の対応状況を把握できない（直接会話しない）
- その他

15. 下請けの立場として運送を行っていますか。その際、元請あるいは取引先から、元請連絡事項（請負次数を含む）の通知は受けていますか。 \*

- 下請けとしての運送は行っていない
- 全て通知があった
- 6割～9割未満は通知があった
- 2割～5割未満は通知があった
- 2割以下しか通知は来ていない
- 全く通知は来ていない
- その他

### ③契約の書面化

16.【継続取引の場合】 発注側（回答営業所が委託事業者である場合）の立場での、運送契約の書面化は、どのくらいの割合で取り組めていますか。\*

- 全て書面化している（10割）
- 9割以上
- 6割～9割未満
- 2割～5割未満
- 2割以下
- 全く書面化できていない
- 発注側（委託事業者）ではない

17.【継続取引の場合】 受注側（回答営業所が受託事業者である場合）の立場での、運送契約の書面化は、どのくらいの割合で取り組めていますか。\*

- 全て書面化している（10割）
- 9割以上
- 6割～9割未満
- 2割～5割未満
- 2割以下
- 全く書面化できていない
- 受注側（受託事業者）ではない

18.【継続取引の場合】 交付書面で記載している項目を教えてください。（複数選択可） \*

- 運送役務の内容（運送日時等）
- 運送役務の対価（運賃）
- 運送役務以外の内容（附帯業務の内容等）
- 運送役務以外の対価（積込・取卸料や附帯業務料等の料金）
- 燃油サーチャージ
- 有料道路利用料
- 運送契約の当事者の氏名、名称及び住所
- 運賃、料金の支払方法
- 書面の交付年月日
- その他

19.【スポット取引の場合】 発注側（回答営業所が委託事業者である場合）の立場での、運送契約の書面化は、どのくらいの割合で取り組めていますか。\*

- 全て書面化している（10割）
- 9割以上
- 6割～9割未満
- 2割～5割未満
- 2割以下
- 全く書面化できていない
- 発注側（委託事業者）ではない

20.【スポット取引の場合】 受注側（回答営業所が受託事業者である場合）の立場での、運送契約の書面化は、どのくらいの割合で取り組めていますか。\*

- 全て書面化している（10割）
- 9割以上
- 6割～9割未満
- 2割～5割未満
- 2割以下
- 全く書面化できていない
- 受注側（受託事業者）ではない

21.【スポット取引の場合】 交付書面で記載している項目を教えてください。（複数選択可） \*

- 運送役務の内容（運送日時等）
- 運送役務の対価（運賃）
- 運送役務以外の内容（附帯業務の内容等）
- 運送役務以外の対価（積込・取卸料や附帯業務料等の料金）
- 燃油サーチャージ
- 有料道路利用料
- 運送契約の当事者の氏名、名称及び住所
- 運賃、料金の支払方法
- 書面の交付年月日
- その他

22. 契約書の書面化に取り組む中で、課題や、荷主との価格交渉・価格転嫁の進捗状況について最も近いものをお選びください。（複数選択可） \*

- 書面化には一部課題があるが、価格交渉・価格転嫁はある程度進んでいる（60～80%進捗）
- 書面化の実務負担や慣習等の課題が大きく、価格交渉・価格転嫁はあまり進んでいない（20～60%進捗）
- 書面化の課題が多く、交渉・価格転嫁はほとんど進んでいない（20%未満）
- 荷主・元請けから契約を打ち切られることを恐れ、書面化・交渉ができていない
- その他

23. 価格転嫁していくにあたって、課題を教えてください。（複数選択可） \*

- そもそも適正な運賃等の情報を把握できていない
- 適正な価格の設定方法がわからない。
- 過去の慣習があり、適正な情報をなかなか書面化できない
- 荷主・元請けから契約を打ち切られることを恐れ、打診できない
- 荷主・元請けから提示された情報で記載してしまう
- その他

24. これまで実際に運送にかかる費用に対して乖離があった場合、契約書の書面化を活用して、運賃交渉で  
きていますか？ \*

100%

80%

60%

40%

20%

0%

25. 運賃交渉していくにあたって、課題を教えてください。（複数選択可） \*

交渉しようとしても避けられる。

交渉しようとする、打ち切りを示唆される。

交渉の窓口が、本店・本社等になっており、現場距離から遠くアプローチしにくい。

交渉をしたことが無いので、方法がわからない。

その他

#### ④健全化措置について

26. 委託事業者として、受託事業者が提示する費用（原価）を考慮し、その金額を基礎にして自社の料金設計や利用申込みを行っていますか？最も近いものをお選びください。\*

- 受託事業者の費用（人件費や高速代、ガソリン代の積み上げ原価）を十分に考慮している
- 受託事業者の費用（人件費や高速代、ガソリン代の積み上げ原価）を十分には考慮できていない。
- 受託事業者の費用（人件費や高速代、ガソリン代の積み上げ原価）を考慮できていない。
- その他

27. 考慮できていない理由を教えてください。\*

28. 利用運送手数料（傭車手配の手数料）の請求や支払いについて教えてください。\*

- 利用運送手数料（傭車手配の手数料）は主に運賃に加算して荷主等に請求
- 利用運送手数料（傭車手配の手数料）は主に運賃から差し引いて協力会社等に支払い
- 傭車手配を行っていない
- 把握していない
- その他

29. 委託先のトラック事業者が更に利用運送を行う場合に関し、例えば「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」等の条件を付している割合を教えてください。\*

- 100%
- 80%
- 60%
- 40%
- 20%
- 0%

30. 80~0%と回答いただいた場合、条件を付していない理由を教えてください。\*

31. 【履行状況の確認】

運送利用管理規程を作成し、国土交通大臣に届け出ていますか？ \*

- はい
- いいえ（対象ではあるがまだできていない）
- いいえ（対象ではない）

32. いいえ（対象ではあるがまだできていない）と回答いただいた場合、届け出を行えていない理由を教えてください。 \*

33. 運送利用管理者を選任し、国土交通大臣に届け出ていますか？ \*

- はい
- いいえ（対象ではあるがまだできていない）
- いいえ（対象ではない）

34. いいえ（対象ではあるがまだできていない）と回答いただいた場合、届け出を行えていない理由を教えてください。 \*

---

このコンテンツは Microsoft によって作成または承認されたものではありません。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。